

2020 度課題別研修「アフリカ地域 地域保健担当官のための保健行政 (B)」  
に係る参加意思確認公募について

独立行政法人国際協力機構九州センター（以下「JICA 九州」という）は以下の業務について、別紙のとおり参加意思確認書の提出を公募します。

本業務は、仏語圏アフリカ諸国の保健行政官を対象に、所定の案件目標を達成するべく、必要な知識や技術に関する研修を行うものです。

本業務の遂行にあたっては、国立大学法人長崎大学（以下「特定者」という）を契約の相手先として、JICA 所定の基準に基づき経費を積算した上で契約を締結する予定です。

特定者は、保健医療分野において長年における国際協力・本邦研修実施実績があり、同分野での研修実施の知見が蓄積されています。また保健医療分野における専門機関や自治体等との多様なネットワークを有し、研修効果の高いプログラムを提供できることから、以下の「2 応募要件」を満たし、本件業務を適切に実施し得る要件を備えています。特定者以外の者で応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

1 業務内容

(1) 業務名

2020 度課題別研修「アフリカ地域 地域保健担当官のための保健行政 (B)」

(2) 業務内容

研修委託業務概要（別紙 1）のとおり

(3) 研修コース実施期間（予定）

2022 年 2 月中旬から 2022 年 3 月中旬までの 2-3 週間

(4) 履行期間（予定）

2021 年 1 月中旬から 2022 年 3 月下旬まで

2 応募要件

(1) 基本的要件：

- ① 公示日において、令和元・2・3年度全省庁統一資格の競争参加資格を有する者（以下「全省庁統一資格者」という）。  
なお、全省庁統一資格者でない者で参加意思確認書の提出を希望する者は、必要な書類を提出することで、当機構における競争参加資格審査を受けることができます。
- ② 会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、参加意思確認書を提出する資格がありません。
- ③ 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていない者。具体的には以下のとおり扱います。
  - ・ 資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。
  - ・ 資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受付けます。
- ④ 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人である者。
- ⑤ 競争から反社会的勢力を排除するため、参加意思確認書を提出しようとする者（以下、「提出者」という。）は、以下のいずれにも該当しないこと、および当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約する者。具体的には、参加意思確認書の提出をもって、誓約したものとします。  
なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加意思確認書を無効とします。
  - ア) 提出者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（これらに準ずるもの又はその構成員を含む。平成16年10月25日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」に準じる。以下、「反社会的勢力」という）である。
  - イ) 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2号第6号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
  - ウ) 反社会的勢力が提出者の経営に実質的に関与している。
  - エ) 提出者又は提出者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
  - オ) 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運

営に協力し、若しくは関与している。

カ) 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。

キ) 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。

ク) その他、提出者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) その他の要件：

- ① 業務を統括するための統括責任者を選任し、当機構担当者と密接な連絡を保ちつつ、研修委託業務が円滑に進むような体制を構築できる者。
- ② 研修コースを九州で実施することができる者。但し、一部日程をその他の地域で実施する事は差し支えない。

### 3 手続きのスケジュール

(1)参加意思確認 申請書の提出	提出期間	2021年10月28日(金)午前10時から 2021年11月12日(金)午後4時まで
	提出場所	JICA九州研修業務課 〒805-8505 福岡県北九州市八幡東区平野2-2-1
	提出書類	・参加意思確認書(別紙2) ・同書2応募要件に記載の各事項を証明する資料
	提出方法	持参又は郵送(書留としてください)
(2)審査結果の通知	通知日	2021年11月16日(火)
	通知方法	参加意思確認書の提出者：郵送 特定者：JICA九州ウェブサイト「調達情報」「公告・公示情報」「研修委託契約」で公開。
(3)応募要件無しの理由請求	請求場所	JICA九州 研修業務課
	請求方法	持参又は郵送(書留としてください)
	請求期限	2021年11月22日(月)
	回答予定日	2021年11月24日(水)
	回答方法	郵送

### 4 その他

- (1) 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等は無効とします。
- (2) 参加意思確認書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された参加意思確認書等は返却しません。
- (4) 機構は提出された参加意思確認書等を、参加意思確認書等の審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。
- (5) 提出期限以降における参加意思確認書の差替え及び再提出は認めません。
- (6) 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができます。(上記3(3)を参照ください。)
- (7) 公募の結果、応募要件を満たす者がいない場合は、特定者との随意契約手続きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名競争入札(総合評価落札方式)または指名による企画競争を行います。その場合の日時、場所等の詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して、別途連絡します。
- (8) 予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。
- (9) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。
- (10) 契約保証金：免除
- (11) 共同企業体の結成：認めない
- (12) 当機構の契約競争関連規定は、当機構ウェブサイトの「調達情報」(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/index.html>)にて公開中。
- (13) 情報の公開について：

本公示により、公募参加確認書を提出する者については、その法人・団体名を契約情報として当機構ウェブサイト上に公表しますので、予めご承知下さい。また、本公示により契約に至った契約相手方と契約に関する情報を当機構ウェブサイト上に公表しますので、必要な情報を当機構へ提供すること及び情報を公表することに同意の上で、参加意思確認書の提出及び契約の締結についてご理解をお願いいたします。

具体的には、参加意思確認書の提出をもって本件情報の公開について同意されたものとしします。

以 上

別紙1：研修業務委託概要

別紙2：公募参加確認書

別紙3：誓約書

別紙4：資格審査申請書

## 2020 年度課題別研修「アフリカ地域 地域保健担当官のための保健行政 (B)」 研修委託業務概要

### 1 当該研修コースの概要

#### (1) コース名

2020 年度課題別研修「アフリカ地域 地域保健担当官のための保健行政 (B)」

#### (2) 研修の背景・目的

2015年9月、国連において持続可能な開発目標(The Sustainable Development Goals)が採択された。17の目標のうち、ゴール3は保健に関わる目標であり、あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進することが宣言されている。

この目標を達成するために、開発途上国における地域保健システムの改善は必要不可欠な対策であり、日本政府は誰もが手の届く価格で質の高い保健サービスを利用できるUniversal Health Coverageを推進してきた。

アフリカ諸国の多くは、主に保健医療従事者の不足及び予算不足により住民にとって必要とされる保健医療サービスを展開できないという困難に直面している。特に地方では、(1)保健施設が遠い、(2)患者の移送が不可能、(3)保健行政が脆弱という深刻な医療問題を抱えており、保健医療サービスの改善と質向上が急務である。

地域住民の要求にかなった持続可能な地域保健システムを提供するには、適切な保健行政計画の策定・実施が必要とされる。本研修は、行政官の地域保健計画策定を支援することを目的として実施するものである。

#### (3) 研修の到達目標

##### ①案件目標

地域の保健医療行政担当官が、所掌地域の保健医療計画および行政サービスの向上に資する具体的かつ実現可能な改善提案を提出し、所属組織において検討される。

##### ②単元目標

- 1) 日本の保健・医療・福祉政策の内容と行政の役割を理解し、参考とすることによって、自国での効果的な政策を考える基礎が形成される。
- 2) 地域保健計画の策定に必要な知識と技術を習得する。

- 3) 日本の地方における課題解決の取組みの歴史を事例から学び、自国での実施可能な解決策を展望することができる。
- 4) 研修員の担当地域における解決すべき健康課題を特定できる。
- 5) 自国の現在の地域保健計画における問題点を踏まえ、改善策を検討する

#### (4) 研修内容

##### ① 研修項目

本コースのカリキュラム構成は、概ね以下の項目からなる。応募書類提出時に提出されるカントリーレポートにおいて抽出された課題・問題点を念頭に置き、遠隔研修の講義で学んだことについて自身で考え、ワークショップやディスカッションで理解を深めることを基本プロセスとする。

##### 1) 保健医療行政

- 日本の保健医療行政システム。県・市町村の役割。  
地域医療支援体制等

##### 2) 各課題単位の取り組み

- 母子保健、感染症対策、地域包括ケア、保健情報管理等、課題ごとの実施体制、事例紹介等

##### 3) 事業マネジメント

- 事業マネジメント手法（PCM、5S-TQM等）

##### ② 研修方法

プログラムは仏語で実施する。通訳が必要な場合は、JICA が別途コース に配置する研修監理員がこれを行う。

2021 年度は、新型コロナウイルス感染症の収束の兆しははまだ見えないことから、全ての研修は遠隔研修の実施を基本とする。遠隔研修の形式は①任意日時のオンデマンド講義/自己学習型（講義中心）、②指定日時のライブ講義/生中継型（質疑応答を含む双方向型の講義・討議・課題発表）のいずれかまたは両方の組み合わせとする。

##### 1) 講義

- テキスト・レジュメ等を準備し、遠隔研修に必要な視聴覚教材（動画や PPT および手持ち教材 PDF）を作成し、遠隔研修下での研修員の理解を高めるよう工夫する。

##### 2) 討論・ワークショップ

- 可能な範囲で、遠隔討論やワークショップを適宜組み入れることが望まし

い。本邦の事例を踏まえて、研修員間で議論を行うなどして、自国での実務への応用を検討する。

### 3) レポート作成

各レポートの作成にあたっては、各研修員の問題意識について、研修員・日本側関係者間で相互理解を深めるよう配慮し、あわせて研修後の問題解決能力を高めるよう努める。

## (5) 研修員

### ① 定員

14名（応募状況及び選考結果により数名増減の可能性あり）

### ② 研修対象国

ハイチ、アルジェリア、ベナン、チャド、コートジボワール、ガボン、ギニア、マリ、モーリタニア、ニジェール、サントメ・プリンシペ、セネガル、コンゴ民主共和国

### ③ 対象組織

地域の保健計画や保健医療サービスを担当している行政機関またはそれに準じる組織

## (6) 技術研修期間（予定）

2022年2月中旬から2022年3月中旬までの間の2～3週間程度

なお、事前準備・事後整理期間として技術研修期間の前に約1ヶ月、同期間の後に最大1ヶ月を加える。ただし同期間は会計年度を超えないものとする。

## 2 業務の範囲及び内容

### (1) 研修実施全般に関する事項

- ① 日程・研修カリキュラムの作成・調整
- ② 研修実施に必要な経費の見積もり及び経費処理
- ③ 研修実施要領の確認（評価項目・評価基準の策定）
- ④ 教材・(テキストの翻訳)・印刷製本
- ⑤ 遠隔講義用動画・教材の作成
- ⑥ 遠隔研修配信に係るツールの遠隔研修ツールの選択と運用
- ⑦ 遠隔研修における著作権の権利処理
- ⑧ コース評価要領の作成

- ⑨ 研修員選考の実施
- ⑩ JICA その他関係機関との連絡・調整
- ⑪ 研修監理員との調整・確認
- ⑫ コースオリエンテーションの実施
- ⑬ 研修の運営管理とモニタリング
- ⑭ 研修員の技術レベルの把握
- ⑮ 各種発表会の実施
- ⑯ 研修員作成の各種レポートの分析・評価
- ⑰ 研修員からの技術的質問への回答
- ⑱ 反省会への出席
- ⑲ 講義の評価

(2) 講義（ワークショップ）の実施に関する事項

- ① 講師の選定・確保
- ② 講師への講義依頼文書の発出
- ③ 講義室及び使用資機材の確認
- ④ 講義テキスト、資機材、参考資料の準備・確認
- ⑤ 講義等実施時の講師への対応
- ⑥ 講師謝金の支払い
- ⑦ 講師への旅費及び交通費の支払い
- ⑧ 講師（乃至所属先）への礼状の作成・送付

(3) 留意事項

JICA は、研修実施に関し、仏語の研修監理員を原則 1 名配置する。研修監理員は講義及び演習の通訳を兼務する。

3. 本業務に係る報告書の提出

本業務の報告書として、業務完了報告書、経費精算報告書を各 1 部ずつ、業務完了後速やかに提出する。

4. その他

- (1) JICA は、研修実施の運営にかかる事務手続き関連業務を、別途団体等に委託して実施予定である。研修実施にあたっては、受注者は必要に応じ団体等との調整を行うものとする。

(2) 本業務概要は予定段階のものであり、詳細については変更される可能性もある。

以上